

間、件数で18先、金額で約200万円ほど増加している。

最近の残高ピークは、20年3月の約3,200万円で、顧問弁護士活用（黒木弁護士）などの回収策が功を奏し、この半年間で約400万円残高が減少した。

第2に、未収金発生防止策については、まず、一番重要なことは常日頃、未収金の発生を防止していくことにつぎ。入院時の説明で入院費の支払方法および連帯保証人の申受け、また、一昨年4月に改正された「高額療養費の現物給付制度」は未収金残高の増加防止に役立つ制度であり、積極的に利用を勧めている。

さらには患者家族が支払いをしやすくする工夫として、窓口現金支払いのほかに、銀行振込み、郵便局振込み、現金書留、クレジットカードなどを支払い手段として活用してもらっている。なかでもクレジットカードはほかの医療機関での取り扱いも増えてきたが、未収の場合には過去数カ月分の利用も可能であり、病院としては一括で回収でき、患者はカード会社へ分割支払することも可能なので、双方にメリットがある。今後、さらなる支払い利便性向上に向け、コンビニにて支払いが可能となるコンビニ収納代行の導入について検討していく予定である。

第3に、未収発生後の対応については、初回の請求書交付時に、生活困窮者などは相談有・対応打合せを進めていくことが大半であるが、対応策が定まらず、または家族となかなか連絡がとれないなど、やむを得ず未収先となった場合、発生後の対応としては、個別先毎の回収具体策・方針を検討し、その後の進捗状況を把握・管理できる体制・役割分担を構築し（医事課・相談室・経理課）、さらには関係部署（医局主治医・病棟師長等）へも進捗管理状況を回付し、未収先情報の共有化と回収促進に向けての協力要請など、組織を挙げて取り組んでいる。

進捗管理の中で注意が必要なこととして、民法で

は診療等行った翌日から3年で入院費は消滅時効にかかるので、中断措置をとるなどの時効管理が必要となる。

第4に、回収具体策として、電話・文書での催促はもちろんであるが、生活困窮者以外の先（親の入院費に充てるべき親本人の年金をその子供などが自分たちの生活費等に使うケースが多い）などに対しては、平成18年より回収代行業者を活用、また昨年からは顧問弁護士へ大口未収先を中心に回収を依頼している（現在18先依頼中）。弁護士は裁判所支払督促を行い、主に連帯保証人と分割約定締結し和解に至るケースが多いが、先日は連帯保証人からまとめて大口回収するなど、少額な費用（数千円～万円）で着実に成果が出てきている。

回収業務を全て病院で行おうとすると事務負担の増加などにより貴重な労力と時間が失われるが、回収代行業者や顧問弁護士活用は職員の業務面・精神面での負担軽減と回収業務の効率化および回収促進が期待でき、効果はあるものと考え。

当初、回収代行業者、弁護士を活用した法的手続きには、苦小牧の地域性などから評判、影響度合いなど対外的信用面において正直不安もあったが、活用してきた現在、その影響はなく、効果の方がはるかに大きかったと思っている。

今後、より悪質なケースの場合、弁護士とも相談し、回収の実績をあげるべく給与・預金差押、少額訴訟なども検討の余地があるものと考え。

また、実際に回収困難なケースもあるので、その場合には、可能な限り、税法上の貸し倒れ処理・無税償却できるよう、準備もしていく必要があり、顧問税理士と打合せも実施している。

以上が当院における未収金対策であるが、少しでもお役に立てば幸いである。

電子メールによる会員への情報提供について

— メールアドレスの登録 —

◇情報広報部◇

本会では、インターネットを利用し、電子メールにより緊急性の高い情報を、会員の皆様に送信提供しております。対象は当会の電子メールアドレス利用者全員と他プロバイダの電子メールアドレスをお持ちになっていて、本会にアドレスを登録している会員です。

他プロバイダの電子メールアドレスの登録につきましては、随時受け付けておりますので、是非ご登録いただきたくご案内いたします。

●電子メールアドレスの登録方法

電子メールで、ご氏名、登録メールアドレスを明記のうえ、下記宛お送りください。

・申込先メールアドレス：add@m.doui.jp